

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
(刑の執行の終了) 4—2 法第4条第3号から第5号までに規定する「刑の執行を終った日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。 (1) 罰金を完納した日又はその完納ができない場合において、労役場に留置されその期間が満了し、又は仮出場を許されてその処分が取り消されず労役場留置期間が満了した日 (2) <u>拘禁刑</u>の刑期の満了した日又は<u>仮釈放</u>を許された場合において、<u>仮釈放</u>の処分が取り消されず刑期が満了した日 (違法行為等についての処分の手続の開始) 48 の 20—1 <u>法</u>第48条の20第2項において準用する法第47条の3の規定の適用については、法第48条の20第1項の規定による「違法行為等についての処分」の事由があったときから10年を経過したときは、当該処分の手続を開始することができないことに留意する。 なお、当該処分の「手続を開始すること」とは、税理士法人に対して、当該処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第15条第1項又は第30条に規定する通知を発することをいい、法第48条の20第2項において準用する法第47条の3の規定により当該処分の手続を開始することができないこととなった後は、新たにその通知を発することができないことに留意する。	(刑の執行の終了) 4—2 法第4条第3号から第5号までに規定する「刑の執行を終った日」とは、次の各号に掲げる日をいうものとする。 (1) 罰金を完納した日又はその完納ができない場合において、労役場に留置されその期間が満了し、又は仮出場を許されてその処分が取り消されず労役場留置期間が満了した日 (2) <u>禁錮又は懲役</u>の刑期の満了した日又は<u>仮出獄</u>を許された場合において、<u>仮出獄</u>の処分が取り消されず刑期が満了した日 (違法行為等についての処分の手続の開始) 48 の 20—1 第48条の20第2項において準用する法第47条の3の規定の適用については、法第48条の20第1項の規定による「違法行為等についての処分」の事由があったときから10年を経過したときは、当該処分の手続を開始することができないことに留意する。 なお、当該処分の「手続を開始すること」とは、税理士法人に対して、当該処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第15条第1項又は第30条に規定する通知を発することをいい、法第48条の20第2項において準用する法第47条の3の規定により当該処分の手続を開始することができないこととなった後は、新たにその通知を発することができないことに留意する。